

平成30年（ワ）第237号、令和元年（ワ）第85号、第143号、第219号  
「浪江原発訴訟」損害賠償請求事件

原告 原告1 外544名

被告 国、東京電力ホールディングス株式会社

## 準備書面（15）

～被告東電第4準備書面に対する反論（1）～

令和2（2020）年9月9日

福島地方裁判所第一民事部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 日 置 雅 晴



同 弁護士 濱野泰嘉



同 弁護士 松田耕平



同 弁護士 佐々木



## 目次

第1 序論 .....	4
第2 低線量被ばくについて .....	4
1 被告東電の主張の前提が誤りであること .....	4
2 放影研の原爆被爆者調査 .....	5
(1) 低線量被ばくの影響について .....	5
(2) 長期被ばく、慢性被ばくの影響 .....	6
(3) 低線量被ばくの具体的リスク .....	7
(4) 小括 .....	8
3 ICRP（及びUNSCEAR）について .....	8
(1) ICRP（及びUNSCEAR）における低線量被ばくによる影響の考え方 ..	8
(2) ICRPは、被告国が採用する年間20ミリシーベルト基準が妥当と考えるわけ ではないこと .....	9
(3) 小括 .....	10
4 被告東電の主張、WG報告書および経済産業省の考え方は、国際的な考え方に対する こと .....	10
5 ICRP報告書（甲D211）は原子力事故等において住民が置かれる状況を多角的 に分析していること .....	11
6 まとめ .....	12
第3 被告東電の立論の誤り .....	13
1 被告東電による裁判例の引用の誤り .....	13
(1) 東京高裁平成15年9月29日判決 .....	13

(2) 東京地裁平成9年4月23日判決	13
(3) 水戸地裁土浦支部平成5年6月15日判決	13
2 規範に関する被告東電の主張の誤り	14
3 本件において妥当する規範	14
(1) 大量の放射線の放出を前提とした検討	14
(2) 東京地裁平成31年3月27日判決について	15
(3) 東京地裁平成27年6月29日判決及び東京高裁平成28年3月9日について	17
(4) 小括	18
4 まとめ	18

## 第1 序論

被告東電は、令和2年5月15日付第4準備書面において、複数の裁判例を引用した上で、本件原発事故後の被ばくによる健康不安が慰謝料請求権の発生原因たるべき現実の被害にあたるためには、単に抽象的、一般的な危険性が存するだけでは足りず、また、多くの市民が何らかの不安を感じているというような單なる「漠然とした不安」では足りず、具体的な事実関係を前提として、科学的根拠を伴った具体的かつ客観的な危険性が立証される必要があると主張する。

しかし、かかる規範は、原告らが居住する区域における原子炉の大爆発とそれに伴う大量の放射線の放出という極めて特異的な事情が存する本件においては、全く妥当しない。

被告東電は、被ばく不安慰謝料の規範に関する前記の主張において、年間20ミリシーベルト以下の低線量被ばくでは健康被害は生じないとの見解を前提としている。低線量被ばくの危険性については、これまで再三にわたり主張してきたが、本書面では、まず低線量被ばくに関する被告東電の立論が誤りであることをさらに主張した上で、被告東電が主張する前記の規範が本件では全く妥当しないことを論じる。

## 第2 低線量被ばくについて

年間20ミリシーベルト以下の低線量被ばくでは健康被害は生じないとの被告東電の主張は、統計データや国際的知見を自らにとって都合よく解釈して結論付けておりに過ぎず、科学的に不正確かつ誤りである。

### 1 被告東電の主張の前提が誤りであること

(1) 放射線被ばくの影響について、その調査集団の規模や追跡期間などにおいて世界的に最も重要な調査は、広島・長崎の原爆被爆者調査である。

その調査を行っているのは、放影研であり、放影研は、後記のとおり低線量

被ばく（100ミリシーベルト未満）の影響が存在するものと予測してリスク推定を行っている。

(2) 原子放射線の影響に関する国連科学委員会（U N S C E A R。なお、国連原子放射線影響科学委員会と略称されることもある。）が評価・確認する放射線リスクにおいて、2000年U N S C E A R報告書は、上記の広島・長崎の原爆被爆者調査を「主要な根拠」としている（甲D 208・4頁及び5頁）。

そして、I C R Pが勧告する線量限度などの放射線防護基準は、U N S C E A Rで科学的に確認された放射線リスクと、社会的要請、倫理、そして基準適用の経験を考慮した価値判断に基づいて決定されている（甲D 208・5頁）。

(3) すなわち、U N S C E A Rのリスク評価やI C R P勧告において、後記する放影研の低線量被ばくに対する考え方がほぼそのまま採用されているのである。この考え方に基づけば、被告東電の主張は、その前提が誤りであり、反論としてあたらない。

以下、詳述する。

## 2 放影研の原爆被爆者調査

### (1) 低線量被ばくの影響について

放影研は、本件原発事故後、低線量被ばくの影響について、以下のとおり、100ミリシーベルト以下の被ばくの影響は厳密にはわからないとしつつ、そのことのみではなく、長年の広島・長崎原爆被爆者の疫学調査をもとに予想されるリスクを率直に明らかにしている。

「放影研における原爆被爆者の疫学調査から明らかになった放射線の長期的な健康影響は、30歳で1シーベルト（1,000ミリシーベルトあるいは100万マイクロシーベルト）の放射線に被曝した場合、男女平均して70歳で

固形がん（白血病以外の普通の意味でのがん全体を指します）により死亡する頻度が約1.5倍に増加するということです。このリスクは100～200ミリシーベルト以上では放射線の被曝線量に正比例していますが、それ以下ではどういう関係になっているかは分かっていません。もしがんのリスクは被曝線量に比例的で『しきい値』（それ以上の被曝で影響があり、それ以下で影響がない境目の被曝線量）がないと考えるならば、100ミリシーベルトでは約1.05倍、10ミリシーベルトでは約1.005倍と予想されます。また、上記のようなデータを基礎として、放射線被曝によりその後の生涯においてがんで死亡するリスクを推定した結果では、30歳で約100ミリシーベルト被曝した場合、がんで死する生涯リスクは、放射線被曝がない場合の生涯リスク20%に対して、男女平均して21%になる（1%多くなる）と考えられます。」（甲D168）。

## （2）長期被ばく、慢性被ばくの影響

また、本件原発事故による被ばくは長期間の慢性被ばくであることについて、放影研は、「なお、原爆は一瞬の被曝であったのに対して、環境汚染などにより被曝する場合は長期間の慢性被曝です。慢性被曝の場合には、放射線の総量は同じでも急性被曝の場合より影響が少ない（1／2あるいは1／1.5）とする考えがあります。この考えに従うならば、約100ミリシーベルトの慢性被曝による生涯のがんリスクの増加分は0.5%～0.7%ということになります。」とも述べている（甲D168）。

放影研は、この考え方を専門家の一説として紹介しているにすぎず、絶対的なものとしているわけではないことに加えて、上記のとおり「この考えに従うならば」と仮定的な表現にとどめていることからすれば（同前）、この考え方に基づく場合ですら、「影響が少ない」とするだけであり、「影響がなくなる（もしくは無視できるほど小さくなる）」としているわけではない。

同じく放影研による「福島第一原子力発電所事故Q & A」（甲D 1 6 9）のQ 2 9 「同じ量の放射線でも短時間被曝の場合と、長時間被曝の場合で健康への影響にどのような違いがありますか？」について、A 2 9 「一般的には、被曝した放射線の量（時間当たりの放射線量に被曝時間を乗じた被曝線量）が同じ場合、その被曝にかかった時間が長いほど影響は小さくなります。ただし、その減少の程度は合計の被曝線量によって異なる可能性が高く（放射線量が多い場合には減少の度合いが大きい）、従って低線量（例えば100ミリシーベルト以下）では、長期被曝でも短期被曝でもあまり影響は変わらない可能性があります（専門家の意見が一致していません）。」と記載されている（甲D 1 6 9・8頁）。

### （3）低線量被ばくの具体的リスク

下記「表3」は、放影研が発行する「要覧」に掲載されている表であり、広島・長崎原爆被爆者の寿命調査（LSS）集団における固形がんの発生リスクを、線量別に具体的な数値でまとめたものである（甲D 2 0 9・14頁。）。

表3. LSS集団における固形がん発生のリスク（線量別）、1958–1998年<sup>10</sup>  
Table 3. Excess risk of developing solid cancers in LSS, 1958–1998<sup>10</sup>

重み付けした結腸線量 Weighted colon dose (Gy)	対象者数 LSS subjects	がん Cancers			寄与率 Attributable risk
		観察数 Observed	推定過剰数 Estimated excess		
0.005–0.1	27,789	4,406	81		1.8%
0.1–0.2	5,527	968	75		7.6%
0.2–0.5	5,935	1,144	179		15.7%
0.5–1.0	3,173	688	206		29.5%
1.0–2.0	1,647	460	196		44.2%
>2.0	564	185	111		61.0%
合計 Total	44,635	7,851	848		10.7%

この「表3」は、100ミリグレイ（100ミリシーベルト）以下の線量において、がんで死亡した4406人のうち、81人（1.8%）が放射線被曝により過剰に死亡したことを示している（同前）。

#### （4）小括

以上の放影研の調査は、低線量被ばくのリスクを端的に示すものにほかならない。

### 3 ICRP（及びUNSCEAR）について

#### （1）ICRP（及びUNSCEAR）における低線量被ばくによる影響の考え方

ア ICRP 2007年勧告には、次のような記載がある（甲D210）。

（ア）「年間およそ100mSvを下回る放射線量において、委員会は、確率的影響の発生の増加は低い確率であり、またバックグラウンド線量を超えた放射線量の増加に比例すると仮定する。委員会は、このいわゆる直線しきい値なし（LNT）のモデルが、放射線被ばくのリスクを管理する最も良い実用的なアプローチであり、“予防原則（UNESCO、2005）にふさわしいと考える。委員会は、このLNTモデルが、引き続き、低線量・低線量率での放射線防護についての慎重な基礎であると考える（ICRP、2005d）。」（9頁）

（イ）「約100mSvを下回る低線領域では、がん又は遺伝性影響の発生率が関係する臓器及び組織の等価線量の増加に正比例して増加するであろうと仮定するのが科学的にもっともらしい、という見解を支持すると委員会は判断している。」（17頁）

（ウ）「したがって、委員会が勧告する実用的な放射線防護体系は、約100mSvを下回る線量においては、ある一定の線量の増加はそれに正比例して放射線起因の発がん又は遺伝性影響の確率の増加を生じるであろうという仮定

に引き続き根拠を置くこととする。この線量反応モデルは一般に“直線しきい値なし”仮説又はLNTモデルとして知られている。この見解はUNSCEAR（2000）が示した見解と一致する。」（同頁）

(エ) そのうえでICRP2007年勧告は、「現在の国際放射線安全基準に基づいている全体的なおおよその致死リスク係数である1Sv当たり約5%という委員会の勧告は、引き続き、放射線防護の目的に対して適切である。」とも述べている（21頁）。

イ この結果、100ミリシーベルト当たりでは約0.5%が、10ミリシーベルト当たりでは約0.05%が致死リスクであると考えるのが国際的な放射線防護基準となっているのである。

## (2) ICRPは、被告国の採用する年間20ミリシーベルト基準が妥当と考えるわけではないこと

ICRPは、「原子力事故または放射線緊急事態後の長期汚染地域に居住する人々の防護に対する委員会勧告の適用」との報告書（甲D211）を2008年10月に承認した。

この報告書は、その名称のとおり「原子力事故または放射線緊急事態後の長期汚染地域に居住する人々の防護」を目的としてガイダンスを提供するものであり、「委員会は、この事故後の復旧状況を“現存被ばく状況”と見なしている」ものである（甲D211「総括」）。まさに、現在の福島の状況である。

またこの報告書には、「現存被ばく状況にとっての長期目標は、“被ばくを通常と考えられるレベルに近いかあるいは同等のレベルまで引き下げる”ことであるから、汚染地域内に居住する人々の防護の最適化のための参考レベルは、このカテゴリーの被ばく状況の管理のためにPublication 103（ICRP、2007）で勧告された1～20mSvのバンドの下方部分か

ら選択すべきである。過去の経験は、長期の事故後の状況における最適化プロセスを拘束するために用いられる代表的な値は  $1 \text{ mSv}/\text{年}$  であることを示している。」と記載されている（甲D 211・17頁）。

すなわち、現在の福島の状況においては、「 $1 \sim 20 \text{ mSv}$  のバンドの下方部分」つまり「 $1 \sim 10 \text{ mSv}$ 」の範囲で許容レベルを採用するべきであるうえ、最終的には「 $1 \text{ mSv}/\text{年}$ 」を目標とすべきである、ということを明確に示しているのである。

### （3）小括

以上により、放影研の低線量被ばくの考え方をほぼそのまま採用するUNSCEARやICRPが、低線量被ばくの危険性を極めて合理的に報告しており、これに反する被告東電の主張は理由がないものである。

## 4 被告東電の主張、WG報告書および経済産業省の考え方は、国際的な考え方に対する反対のこと

上記のように、疫学上のデータからも、国際的な判断からも、低線量被ばくの影響については予想されるリスクを真摯に受け止め、そのうえで放射線防護を考えるべきとするのが国際的な趨勢である。

被告東電は、WG報告書（丙D 1）、経済産業省の資料（丙D 3）に基づき、とにかく低線量被ばくの影響が小さいことを強調し、年間  $20 \text{ ミリシーベルト}$  基準の妥当性を主張するが、そもそも基本的な方向性が、上記の国際的な趨勢に反するものであることは言うまでもない。

ICRP報告書（甲D 211）からすれば、本件原発事故のような緊急事態後の長期間の被ばく状況が存在する場合、住民の立入禁止や帰還措置の基準として「 $1 \sim 10 \text{ mSv}$ 」の間の値を採用すべきであることは明らかである。

## 5 I C R P 報告書（甲D 2 1 1）は原子力事故等において住民が置かれる状況を多角的に分析していること

(1) 上記報告書（甲D 2 1 1）において、本件請求との関係で特に重要な記載を引用しておく。

ア 「原子力事故または放射線緊急事態によって生じた現存被ばく状況に関する過去の経験から、汚染地域内では社会的及び経済的な活動とともに住民の日常生活のあらゆる側面が影響を受けることが明らかになっている。これは放射線防護を考慮するだけでは管理ができない複雑な状況であり、健康、環境、経済、社会、心理学、文化、倫理、政治などの関連するあらゆる側面を扱わなければならない。」（「総括」）

イ そのうえで、「住民が汚染地域に留まることが認められる場合に、個人に対する便益だけでなく社会に対する便益全体を保証する責任は、政府または国家当局にある。原子力および原子力以外の事故後の世界各地での経験によれば、国家であれ、個人であれ、被災した地域を離れることを特に望んではいないことが示されている。一般に、当局は、過度な残存被ばくレベルの場合には健康上の理由により個人に対して被災地域からの退去を要求することがあるが、可能な限りその後も人間活動が可能であるようにこれらの地域の復旧を目標とするであろう。」（総括（XIV））

ウ 「広範囲かつ長期の汚染によって生じた複雑な状況は、被災した住民の中に懸念と不安を生み出すことは避けられず、これらの人々は無力感を抱きかねない。このような状況の管理に責任を持つ熟練者や専門家が、専門家でない人々にとっては理解し難い学術用語、測定単位や技術手順を用いれば、その状況を制御できないという住民の感情を強めることにつながるかもしれない。」（8頁）

エ 「個人は、その結果このような複雑な状況の日常的な管理に関わることを徐々に放棄したり、多くの疑問に直面するが通常答えの得られない状況がよく見受けられる。健康に対する放射能の長期的な影響はどのようなものか？ 汚染から自分を守ることは可能なのか？ 結果的に、汚染地域の住民は自らの将来に関して個人的に困難な選択に直面することが多く、特にその場所から退去するのか留まるのかという二者択一を迫られることになる。経験によれば、単に放射線防護に関する検討のみを基に、このような二者択一を解決するのは困難であることが示されている。多くの個人的側面を秤りにかけることになる；汚染地域に居住する人々は一般的に自分の住居から退去することにきわめて不本意で、自分達の生活環境を改善したいと考える。この結果、当局には、防護対策を策定することだけではなく、汚染地域住民の生活の質を向上させるため率先して支援することが求められる。」（9頁）

(2) このように、ICRP報告書(甲D211)は、放射線防護の観点ではあるが、原子力事故の影響を評価するに際しては、原告らが本件訴訟において主張している内容と同様に、低線量被ばくの影響を前提としつつ、住民の心理やコミュニティ破壊などの多角的な側面を分析し検討してなされるべきことを示している。

## 6 まとめ

以上のとおり、被告東電第4準備書面における主張は、国際的知見を都合よくつなぎ合わせ、その知見の趣旨を全く無視し、国際的趨勢にも反する独自の見解にすぎない。

### 第3 被告東電の立論の誤り

#### 1 被告東電による裁判例の引用の誤り

被告東電が、「本件原発事故後の被ばくによる健康不安が慰謝料請求権の発生原因たるべき現実の被害にあたるためには、単に抽象的、一般的な危険性が存するだけでは足りず、科学的根拠を伴った具体的かつ客観的な危険性が立証される必要がある」旨の規範の根拠として引用する裁判例は、以下のとおり、いずれも、本件とは事案の内容を全く異にしている。

##### (1) 東京高裁平成15年9月29日判決

同判決は、感染症研究所から具体的に病原体が漏出した事案についてのものではない。一方、本件原発事故は、原子力発電所が爆発を起こしたことにより、人体の健康に害を及ぼす放射線物質が大量に飛散した事例であり、同裁判例とは前提となる事実関係が全く異なっている。

##### (2) 東京地裁平成9年4月23日判決

同判決の事案も、告示の改正により、どの程度の残留農薬を含有する食品が市場に出ているのかすら、前提事実となっていない事案である。上記(1)の東京高裁平成15年9月29日判決と同様、原子力発電所が爆発を起こしたことにより、人体の健康に有害な放射線物質が大量に飛散した事例である本件とは、事実関係が全く異なっている。

##### (3) 水戸地裁土浦支部平成5年6月15日判決

同判決の事案も、実験施設からの組換え体の漏出、伝播、拡散が生じている事案ではない。したがって、原子力発電所が爆発を起こしたことにより、人体の健康に有害な大量の放射線物質が飛散した事例である本件とは、事実関係が全く異なっている。

## 2 規範に関する被告東電の主張の誤り

要するに、被ばくに関する不安慰謝料が認められるためには「科学的根拠をもった具体的危険性」に基づく不安であることが必要であるとの被告東電の主張は、危険物質の漏出等すら認められていないような事案に関する裁判例において、「危険に対する不安は抽象的なものに過ぎない」と指摘されてきた一般論を論じるものである。

しかし、本件は、過去に例を見ない原子力発電所の原子炉の爆発により、極めて高濃度の放射性物質が広範囲に飛散したという大事故が生じた事案であって、前記の裁判例から導かれるような一般論は妥当しない。なぜなら、生命に危険を及ぼす高濃度の物質（放射性物質）を広範囲に飛散させるという未曾有の大事故が原告らの居住地から僅か数十kmの範囲内で生じたということ自体が、「科学的根拠をもった具体的危険性」に他ならないからである。

かかる過去に例をみない特殊な事案にまで抽象的な一般論を適用し、「科学的根拠をもった具体的危険性に基づいた不安ではない」などとする被告東電の主張は、事案の具体的な内容を無視した机上の空論に過ぎない。

## 3 本件において妥当する規範

### （1）大量の放射線の放出を前提とした検討

(ア)居住地から僅か数十kmの場所における原子炉の大爆発によって大量の放射線の放出が現に生じていたこと、(イ)令和元年10月31日付原告ら準備書面(5)にて詳論したとおり、放射線が人の健康に重大な悪影響を及ぼすことが科学的に明らかになっていること、及び、(ウ)令和元年10月31日付原告ら準備書面(5)及び令和2年2月12日付原告ら準備書面(7)、同年5月27日付原告ら準備書面(10)等で再三にわたり指摘しているとおり、低線量被ばくであっても健康被害が生じるリスクがあることが国内外の専門家や専門機関で指摘

されていることからすれば、本件では、原告らの健康に対する具体的かつ客観的な危険性は、居住地域における原子力発電所の大爆発という事実によって当然に認められるというべきである。その上で、その不安が法的保護に値する利益の侵害と評価しうるか否かは、個々の原告と爆発を起こした福島第一原発との位置関係等の個別事情から、原子力発電所の大爆発によって放出された放射線に曝露している可能性が相当程度あると一般人をして合理的に考えられるか否かによって判断されるべきである。

## （2）東京地裁平成31年3月27日判決について

ところで、被告東電が引用している東京地裁平成31年3月27日判決（以下「東京地裁平成31年判決」という。）は、本件原発事故に関する事案において、「原告らが当該放射線被ばくを理由に健康不安を感じているとしても、原告らのうちに実際に年間20mSvを超える線量の被ばくをした者は存在しないというべきであり、原告らの当該不安感は、客観的・科学的な根拠があるものとは認められず、原告らが当該不安感を感じていることをもって、直ちに原告らに平穏生活利益の侵害が生じているものとは認められない。」としている。かかる論旨は、令和2年5月15日付第4準備書面における被告東電の主張と同趣旨のものである。

### ア 東京地裁平成31年判決の論旨と被告東電の主張はそもそも失当である

しかし、年間20ミリシーベルト以下の低線量被ばくによっても健康被害が生じる危険性が認められるとの学術的見解が国内にも国外にも多数存在していることは、これまで原告らにおいて再三にわたり主張してきたとおりである。

その上、仮にこの点は措くとしても、そもそも本件のような原子力発電所の事故による大量の放射線物質が放出された事案における原告らの不安慰謝料を判断するにあたって、原告ら個々人の具体的な被ばく線量を問題とすること自

体が、決定的に誤っていると指摘せざるを得ない。なぜなら、居住地から僅か数十kmの場所で大量の放射線物質が放出されたことにより、その程度は別にして原告らが被ばくしている事実自体は十分に推定される中で、さらに将来の健康被害の蓋然性が認められる一定の線量（例えば、年間20ミリシーベルト）を超える被ばくが認められるのであれば、そこで問題とされるべき損害は、まさに健康被害による損害であるというべきであって、不安慰謝料による損害ではないからである。

原告らが低線量被ばくにより現に発症した健康被害に基づき損害賠償を請求し、「原告らに発症した健康被害と、本件事故による放射線被ばくとの因果関係」等を主張しているのであれば、「原告らが被ばくした具体的放射線量はどのくらいか」、「原告らの疾病と放射線被ばくとの関係は疫学上どのように扱われているか」等が問題となる。その場合には、低線量被ばくの場合の健康被害について疫学上の主張・立証が必要になる。

しかし、本件請求はそのような内容ではないのであるから、「年間20mSv以下の低線量被ばくによる不安は科学的根拠をもった具体的危険性に基づいた不安ではない」との被告東電の主張や東京地裁平成31年判決の論旨は無意味である。

本件における不安慰謝料は、居住地の近くで原子力発電所の大爆発によって大量の放射線が放出されたという状況の中で、被ばくをしていることはほぼ間違いないが、そもそもどの程度の被ばくを受け、どの程度の健康リスクを受けているのか分からぬ（言い換えれば、高線量の放射線被ばくを受けているかもしれないし、低線量の放射線被ばくでも、将来におけるがんのリスク等が高まっているかもしれない）ことから感じる健康不安によって、原告らの平穏生活感が侵害されていることを問題とするものである。

したがって、具体的に健康被害が生じる蓋然性のある線量の被ばくを個々の原告が受けているか否かを問題とするのは、論点のすり替えに他ならず、的外

れであるという批判を免れないというべきである。

20ミリシーベルト以下の線量の被ばくでは健康被害は生じないなどという被告東電の主張を前提とするのであれば、20ミリシーベルトの放射線の照射を自らが受けることを想像していただきたい。少しでも躊躇を覚えるのであれば、まさにそれこそ、原告らの被ばく不安が合理的であるとの証左である。

#### イ 東京地裁平成31年判決の論旨と被告東電の主張の科学的誤り

さらに、「年間20mSv以下の低線量被ばくによる不安は科学的根拠をもった具体的危険性に基づいた不安ではない」との被告東電の主張や東京地裁平成31年判決の論旨は、統計データや国際的知見を自らの都合の良いように結論づけているものに過ぎず、科学的にも不正確であり誤りである。

この点は、前記第2にて詳論したとおりである。

#### ウ 小括

以上より、「年間20mSv以下の低線量被ばくによる不安は科学的根拠をもった具体的危険性に基づいた不安ではない」との東京地裁平成31年判決の論旨及びこれと趣旨を同じくする被告東電の主張は、原告らの被ばく不安による慰謝料請求との関係でそもそも無意味である上、科学的にも誤っており、全くの失当である。

### (3) 東京地裁平成27年6月29日判決及び東京高裁平成28年3月9日について

なお、被告東電は、令和2年5月15日付第4準備書面にて、東京地裁平成27年6月29日判決及び東京高裁平成28年3月9日判決も引用するが、同事案は、南相馬市の住民らが、将来に向かって高い放射線量の下で生活せざるを得なくなつたことを理由に慰謝料を請求している事案であつて、本件のよう

に、本件原発事故直後の被ばくによる健康不安を問題としているのではない。すなわち、両裁判例の事案と本件とは、判断の対象となる不安（精神的苦痛）の内容が全く異なるのであるから、本件は両裁判例の射程範囲外であり、本件において両裁判例の論旨を引用するのは、明らかな誤りである。

#### （4）小括

前記のとおり、原子力発電所の原子炉の大爆発とそれに伴う大量の放射線の放出という極めて危険な事象の存在が前提となっている本件においては、福島第一原発との位置関係等によって、大爆発によって放出された放射線に曝露している可能性が相当程度あると一般人をして合理的に考えられる場合には、放射線被ばくによる生命・身体に対する侵害の危険から直接に引き起こされる不安や恐怖によって精神的平穏や平穏な生活を侵害されない法的権利が侵害されているとするのが相当である。

ちなみに、被告東電が引用している東京地裁平成27年6月29日判決及び東京高裁平成28年3月9日判決は、原告らが東京都渋谷区の住人であることから、福島第一原発との距離を考え、原告らの抱いている不安感は法的保護に値する利益への侵害行為と評価し得ないと結論に至っているものと理解できるのであり、まさしく、原告らの上記見解にも合致するものである。

## 4 まとめ

原子力発電所の未曾有の大爆発により、大量の放射線が放出・散布された以上、人体の健康に具体的な危険を及ぼす放射線による健康被害の危険性は客観的に存するというほかない。その上で、（ア）県内の各所において放射線量が高まっており、それによる被ばくや健康被害の事実がある中で、（イ）本件原発事故によって実際に空間線量が大きく増加した地域に原告らの多くが避難を余儀なくされていたことに加えて、（ウ）国や県や町などの公共団体が放射線による健康被害を憂慮した

上での避難指示の発令や検査を実施していること、(イ)裁判所という公的機関において事故後から8年以上が経過してもなお被災地における放射線被ばくの危険性を考慮した上で防護服の着用を実施していること等からすれば、原告らは本件原発事故によって放出された放射線に被ばくしている可能性が相当程度あると一般的に認められるというべきであるから、原告らには、被ばく不安による慰謝料請求権が認められる。

以 上

略称語句使用一覧表

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
福島第一原発	福島第一原子力発電所	訴状	6	
本件原発事故	平成23（2011）年3月11日に発生した福島第一原発の原子力事故	訴状	6	
浪江町	福島県双葉郡浪江町	訴状	6	
浪江町民	浪江町の町民	訴状	6	
被告東電	被告東京電力ホールディングス株式会社	訴状	6	
原紛センター	原子力損害賠償紛争解決センター	訴状	6	
本件地震	平成23（2011）年3月11日14時46分、三陸沖を震源として発生したマグニチュード9.0の地震	訴状	8	
本件津波	本件地震に伴う津波	訴状	8	
原賠審	原子力損害賠償紛争審査会	訴状	14	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	訴状	14	
浪江町集団ADR	浪江町が、平成25（2013）年6月4日、原紛センターに対し、被告東電を相手方として、申立人となった浪江町民約1万5000人の代理人として申し立てた集団ADR	訴状	15	
O.P.	小名浜港工事基準面	訴状	20	
長期計画	原子力委員会が制定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	訴状	30	
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	訴状	32	
最終処分法	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律	訴状	33	
地震本部	地震防災対策特別措置法に基づき設置された地震調査研究推進本部	訴状	37	
長期評価	地震本部の地震調査委員会が、平成14（2002）年7月31日に作成、公表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」	訴状	38	
東電設計	訴外東電設計株式会社	訴状	39	

省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第62号。平成14年当時においては、平成15年経済産業省令第102号による改正前のもの）	訴状	41	
千葉判決	千葉地方裁判所平成25年（ワ）第515号外事件において、千葉地方裁判所が平成29年（2017）9月22日に言い渡した判決	訴状	71	
親であった原告ら	本件原発事故当時に児童・生徒であった者の親である原告ら	訴状	78	
高齢の家族を有する原告ら	本件原発事故当時高齢の家族を有していた原告ら	訴状	79	
赤い本	日弁連交通事故相談センター東京支部『民事交通事故訴訟損害賠償算定基準』	訴状	116	
I C R P	国際放射線防護委員会	訴状	137	
A D R手続	原子力損害賠償に関する和解仲介手続	訴状	142	
本件和解案	浪江町集団A D Rにおいて、原紛センターが、平成26（2014）年3月20日に提示した和解案	訴状	142	
4省庁報告書	被告国（4省庁（当時の農林水産省構造改善局、農林水産省水産庁、運輸省港湾局、建設省河川局））が、平成9（1997）年3月に策定した「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」	準備書面（2）	11	
7省庁手引き	被告国（7省庁（当時の国土庁、農林水産省構造改善局、農林水産省水産庁、運輸省、建設省、気象庁、消防庁））が、平成9（1997）年3月に策定した「地域防災計画における津波対策強化の手引き」	準備書面（2）	13	
仮定水位②	第3回溢水勉強会において、福島第一原発5号機について仮定されたO.P.+14mの水位（敷地高O.P.+13m+1mの水位）	準備書面（2）	22	
仮定水位①	第3回溢水勉強会において、福島第一原発5号機について仮定されたO.P.+10mの水位（上記仮定水位O.P.+14mと設計水位O.P.+5.6mの中間水位）	準備書面（2）	22	

専門調査会	中央防災会議の「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」	準備書面（3）	24	
WG	ワーキンググループ	準備書面（3）	25	
千葉訴訟	千葉地方裁判所平成25年（ワ）第515号事件、同第1476号事件、同第1477号事件	準備書面（3）	32	
生業訴訟	福島地方裁判所平成25年（ワ）第38号事件、同第94号事件、同第175号事件	準備書面（3）	32	
阿部簡易式	阿部勝征氏が考案した津波高を算出するための簡易予測手法	準備書面（3）	36	
今村氏	津波工学者である今村文彦氏	準備書面（4）	8	
今村意見書	今村氏作成が作成した平成28（2016）年12月19日付意見書	準備書面（4）	8	
今村調書	東京高等裁判所平成29年（ネ）第2620号事件の平成30（2018）年12月13日の期日で実施された今村氏の証人尋問調書	準備書面（4）	8	
朝倉ら評価方法	朝倉良介氏らが提案した、動水圧については静水圧の3倍を見込んで評価する考え方	準備書面（4）	11	
岡本氏	原子力工学者である岡本孝司氏	準備書面（4）	13	
首藤氏	津波工学者である首藤伸夫氏	準備書面（4）	14	
日本原電	日本原子力発電株式会社	準備書面（4）	15	
東海第二原発	東海第二原子力発電所	準備書面（4）	15	
新耐震指針	平成18年（2006）9月に改訂された「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」	準備書面（4）	15	
耐震バックチェック	原子力安全・保安院が、各電力事業者に対し、新耐震指針に照らして実施を指示した耐震安全性評価	準備書面（4）	15	
小野氏	平成18（2006）年5月11日に開催された第3回溢水勉強会に出席し、当時、原子力安全・保安院原子力発電安全審査課審査班長であった小野祐二氏	準備書面（4）	17	
渡辺意見書	株式会社東芝原子力事業部門で原子炉施設の基本設計を担当してきた元社員渡辺敦雄氏（工学博士）が作成した平成28（2016）年3月25日付意見書	準備書面（4）	25	

上津原氏	本件原発事故当時、被告東電の原子力設備管理部の部長代理の職にあり、事故後に被告東京電力の事故調査報告書の取りまとめにあたった上津原勉氏	準備書面（4）	31	
LSS	1945年の日本における原爆被爆の生存者を対象とする継続的な追跡調査、いわゆる寿命調査研究(Life Span Study)	準備書面（5）	38	
伊方原発最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決（民集46巻7号1174頁）	準備書面（8）	3	
ワーキンググループ	内閣官房の放射性物質汚染対策顧問会議の下に置かれた「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」	準備書面（9）	4	
WG報告書	内閣官房の放射性物質汚染対策顧問会議の下に置かれた「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」が取りまとめたワーキンググループ報告書	準備書面（9）	4	
放影研	日米共同研究機関である公益財団法人放射線影響研究所	準備書面（9）	5	
I P P N W	核戦争防止国際医師会議。 核戦争を医療関係者の立場から防止する活動を行うための国際組織であり、昭和55（1980）年に設立された団体。	準備書面（10）	14	
和解仲介業務規程	原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程（総括委員会平成23年8月26日決定、最終改正：平成24年3月28日一部改正）	準備書面（11）	4	
機構法	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法	準備書面（11）	10	
支援機構	原子力損害賠償支援機構	準備書面（11）	10	
津波評価技術	社団法人土木学会が平成14（2002）年に策定した「原子力発電所の津波評価技術」	準備書面（12）	6	
民間規格の活用に向けて	原子力安全・保安部会及び原子炉安全小委員会が平成14（2002）年7月22日に策定した「原子力発電施設の技術基準の性能規定化と民間規格の活用に向けて」	準備書面（12）	14	

安全設計指針	原子力安全委員会が平成2（1990）年に定めた「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」	準備書面（12）	19	
佐竹氏	地震学者の佐竹健治氏	準備書面（12）	22	
川原陳述書	原子力安全・保安院の原子力発電安全審査課耐震班長であった川原修司氏作成の陳述書	準備書面（12）	34	
中間指針等	中間指針及び総括基準	準備書面（13）	4	
中間指針	原賠審が作成した平成23（2011）年8月5日付中間指針	準備書面（13）	5	
中間指針第二次追補	原賠審が作成した平成24（2012）年3月16日付中間指針第二次追補	準備書面（13）	5	
中間指針第四次追補	原賠審が作成した平成25（2013）年1月26日付中間指針第四次追補	準備書面（13）	5	
総括基準	原紛センターが作成した平成24（2012）年2月14日付総括基準	準備書面（13）	5	
除本意見書	除本理史教授が令和2（2020）年7月に作成した「意見書」（甲D205）	準備書面（13）	5	
アンケート調査	浪江町被害実態報告書（甲D102）に用いられた、平成25（2013）年に浪江町が実施した質問紙調査「精神的損害実態調査アンケート」	準備書面（13）	9	
本研究	川副早央里助教（東洋大学）、西野淑美准教授（東洋大学）及び高木竜輔准教授（尚絅学院大学）の3名が、「ふるさと喪失」による精神的損害の内実を捉え、避難生活による精神的苦痛との違いを明らかにすることを目的として、「アンケート調査」の回答を集計したデータを二次分析した合同研究	準備書面（13）	9	

川副ら論文	本研究の成果物である「『ふるさと喪失』による精神的苦痛の当事者における認識構造—福島県浪江町民『精神的損害実態調査アンケート』の二次分析よりー」と題する論文（甲D206）	準備書面（13）	9	
日常生活阻害慰謝料	正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛	準備書面（13）	15	
見通し不安に関する慰謝料	今後の生活の見通しに対する不安が増大したことにより生じた精神的苦痛	準備書面（13）	15	
浜通り避難者訴訟の控訴審判決	仙台高裁平成30年（ネ）第164号令和2年3月12日判決	準備書面（13）	25	
小高訴訟の控訴審判決	東京高裁平成30年（ネ）第2335号令和2年3月17日判決	準備書面（13）	26	
東京地裁平成31年判決	被告東電第4準備書面22頁において引用する東京地裁平成31年3月27日判決	準備書面（15）	15	